

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手続き

（１）報告者（報告書提出対象者）

- ・ 産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者に報告書の作成及び提出の義務があります。

(注)産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- ・ 報告内容は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間の交付状況です。
- ・ 電子マニフェスト利用分は、報告する必要はありません。

（２）事業場の名称

- ・ 支社、支店、営業所等、排出事業所単位での名称を記入してください。
- ・ 建設工事、解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所の単位でまとめてください。

（３）業種 ※（別紙1参照）

- ・ 日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- ・ 複数の業種を営む場合は、主要業種で報告してください（業種ごとに分けても可）。
- ・ 漢字記入欄は、日本標準産業分類の中分類を記入してください。

（４）事業場の所在地

- ・ 産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ報告書を提出することとなりますので、ご注意願います。

（５）産業廃棄物の種類 ※（別紙2参照）

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する種類で記入してください。
- ・ 同種類の産業廃棄物でも運搬又は処分する委託業者が異なる場合は、別行に記入してください。
- ・ 同施行令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、通常の産業廃棄物と分けて、別行で記入してください。
- ・ 石綿含有産業廃棄物・水銀含有ばいじんの場合は、その旨を記入し、各産業廃棄物の種類ごとに別行に記入してください

（６）排出量（単位：t） ※（別紙3参照）

- ・ 排出する際に体積表示としていた場合、重量表示に換算してください。
- ・ 独自の換算係数がない場合は、別添換算表を使用して換算してください。

（７）運搬受託者

- ・ 排出事業者（報告者）が直接処理契約を締結している収集運搬業者名を記入してください。（産業廃棄物処理委託契約書の収集運搬業者名）
- ・ 許可番号については、原則として、奈良県の許可番号を優先して記入してください。
（下6桁の記入のみでも可）

(8) 運搬先の住所

- ・運搬先の住所は、委託契約書に記載された処分場所を記入してください。
- ・運搬について、区間委任した場合は処理ルートごとに別行で記入してください。
(積替え保管場所と処分場を別行に記載)

(9) 処分業者

- ・報告事業者(排出者)が直接処理契約を締結している処分業者名を記入してください(産業廃棄物処理委託契約書の処分業者名)。

(10) 処分場所の住所

- ・報告事業者(排出者)から排出された産業廃棄物が最初に処分される場所を記入してください。
例) 中間処理を経て最終処分する場合は、中間処理場の住所を記入
最終処分場へ直送する場合は、最終処分場の住所を記入
- ・運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合、記入は省略できます。

(11) 報告者(排出者)が自己運搬した場合の記入方法

- ・処分のみ業者に委託している場合は、運搬受託者氏名欄に自己運搬と記入し、運搬先の住所には処分場の住所を記入してください。

【提出先・問合せ先】

〒633-0062 桜井市^{おおどの}粟殿1000
奈良県景観・環境総合センター 審査係
電話：0744-47-3805

【問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課
産業廃棄物第一係 電話：0742-27-7022

※ 事業場が奈良市内の場合は奈良市廃棄物対策課
(電話：0742-71-3001)にお問合せください。